

令和元年産  
水稲・大豆・麦・そばの  
生産に関する資料



福島県農林水産部



# 目 次

利用上の注意点	2
<b>I 水稲の部</b>	
1 水稲生産状況と標高別作付面積	7
2 令和元年産米の検査結果	1 1
3 平成30年産水稲種子の品種別配付実績	1 2
4 地力の維持増強	1 8
5 稲わら・もみがらの発生量及び利用状況	2 0
6 農業機械、施設の普及と利用状況	
(1) 田植機及び収穫機	2 4
(2) 共同育苗施設	2 8
(3) 共同乾燥調製（貯蔵）施設	3 2
7 直播栽培実施状況	3 6
8 環境に配慮した稲作の状況	4 0
9 大規模稲作経営体数	4 2
<b>II 大豆の部</b>	
1 大豆の生産出荷状況	4 7
2 大豆の栽培管理状況	
(1) 栽培管理状況	5 0
(2) 輪作体系別面積	5 4
3 大豆の検査結果	5 6
4 大豆栽培の排水対策の実施状況	5 8
5 令和元年産大豆の生産団地化の状況	6 0
6 乾燥調製施設・機械の設置状況	6 1
7 大豆加工の取組み及び加工業者等との連携状況	6 2
8 大豆栽培の新技术等導入状況	6 3
<b>III 麦の部</b>	
1 生産出荷状況	
小麦	6 7
大麦	6 9
2 栽培状況	
小麦	7 0
大麦	7 6
3 麦類の検査結果	7 8
4 麦わらの処理方法別作付面積	7 9
5 麦栽培における排水対策の実施状況	8 1
6 麦栽培の団地化の状況	8 4
7 麦栽培の輪作体系別作付面積	8 6
<b>IV そばの部</b>	
1 そばの生産状況	9 1
2 そばの流通等状況	9 1
3 「会津のかおり」の生産状況	9 2
4 そば栽培の団地化の状況	9 3

# 利 用 上 の 注 意 点

## 1 資料作成の趣旨

この資料は、本県における土地利用型作物（水稻・大豆・麦・そば）の生産の実態を把握し、各作物の振興施策等を企画立案する上での基礎資料として活用するものである。

## 2 数値の記載について

- (1) 数値は、原則として小数点以下を四捨五入し全て整数とした。
- (2) 整数入力の場合、 $0 < X < 0.5$ のものについては、「0」と表記した。
- (3) 該当数値がない項目は空欄とした。
- (4) 合計と内訳は、ラウンドのため一致しない場合がある。

## 3 「水稻の部」の記載内容について

- (1) 水稻生産状況と標高別作付面積
  - ・ 水稻作付面積、10a当たり収量、玄米収穫量は、東北農政局福島県拠点発表（令和2年2月28日現在）の市町村別データとした。
- (2) 令和元年産米の検査結果
  - 農林水産省政策統括官付穀物課が発表（令和3年1月29日公表）した「令和元年産米の農産物検査結果（確定値）（令和2年10月31日現在）を基に作成した。
- (3) 平成30年産水稻種子の品種別配布実績
  - 令和元年播種用として、福島県米改良協会から配布した種子の数量を事業所の所在する市町村別に集計した。
- (4) 地力の維持増強
  - 水稻作付面積に対する有機物及び土壌改良資材の施用面積とした。
  - なお、
    - ・ 風乾わら1 tは堆きゅう肥2 tに換算した。
    - ・ 「ダブリン」、「重焼リン」は、「ようりん」に含めた。
- (5) 稲わら・もみがらの発生量及び利用状況
  - 各発生量については、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」（平成15年3月）の原単価を用い、玄米生産量に以下の係数を乗じて算出した。

地 域	玄米生産量に乗する係数	
	稲わら	もみがら
県 北	1. 2 7	0. 2 6
県 中	1. 1 8	
県 南	1. 2 0	
会 津	1. 2 7	
南会津	1. 2 1	
相 双	1. 4 1	
いわき	1. 4 4	

(6) 環境に配慮した稲作の状況  
 下記の区分による面積を表記した。

有機栽培	令和元年産水稻作付において、J A S法に基づく登録認定機関の認定を受けた面積。(転換期間中認定面積を含む)
特別栽培	<p>令和元年産水稻作付において、以下の区分により、県で把握することができた栽培面積。</p> <p>A・・・「福島県特別栽培認証制度」の登録認証機関により、特別栽培の認証を受けた面積。</p> <p>B・・・Aの認証機関以外の認証機関により、特別栽培の認証を受けた面積。</p> <p>C・・・A、B以外で、特別栽培の基準により栽培されていることが確認されている面積。(認証機関による特別栽培の認証は受けていないが、国のガイドラインに基づき特別栽培の表示をして販売されている面積。)</p> <p>D・・・A、B、C以外で、特別栽培の基準により栽培されていることが確認されている面積。</p>
エコファーマー	令和2年3月末までに水稻を対象として認定された農業者及び当該農業者における導入計画面積。

### (7) 大規模稲作経営体数

以下の算出方法により、稲作経営体数（経営面積20ha以上）を集計した。

$$\begin{aligned} \text{経営面積} &= \text{自己所有面積} + \text{借地面積} + \text{作業受託面積} \\ (\text{作業受託面積} &= \text{全作業受託面積} + (\text{基幹作業受託延べ面積} \div 3)) \end{aligned}$$

- 「経営面積」は、「稲作経営面積」と「大豆・麦等経営面積」の合計とした。  
（「大豆・麦等」には、大豆、麦類のほかソバ、水田作飼料作物を含む。）  
（「稲作経営面積」より「大豆・麦等経営面積」が多い場合であっても、水田面積が畑地面積よりも多い場合は、大規模稲作経営体とした。）
- 平成18年度実績調査から、「特定農業団体」も、大規模稲作経営体とした。  
なお、経営面積には、特定農用地利用規定を策定している農用地利用改善団体の実施区域以外の区域の現況作業受託面積を含めている。
- 平成29年度実績調査から、経営面積が20ha以上を大規模稲作経営体とした。

(参考)

$$\begin{aligned} \text{作業受託面積} \\ &= \text{全作業受託面積} + (\text{基幹作業受託延べ面積} \div 3) \end{aligned}$$

$$\text{経営面積} = \text{自己所有面積} + \text{借地面積} + \text{作業受託面積}$$

$$\text{経営面積} = \text{「稲作経営面積」} + \text{「大豆・麦等経営面積」}$$

\*大豆・麦類のほか、ソバ、水田作飼料作物を含む。

\*「稲作経営面積」 < 「大豆・麦等経営面積」の場合であっても、  
水田面積が畑地面積よりも多い場合は、大規模稲作経営体とする。

- 調査対象経営体が、作業を受託する任意組織のオペレーターである場合は、以下により算出される面積を当該経営体の受託面積とした。

$$\begin{aligned} &(\text{「組織の作業受託面積」} - \text{「当該作業にかかるオペレーターの水稲作付面積」}) \\ &\quad \div \text{「当該作業にかかるオペレーター数」} \end{aligned}$$

### 4 「大豆・麦・そばの部」の記載内容について

- (1) 令和元年産実績の作付面積、10a当たり収量、生産量は、東北農政局福島県拠点の資料との整合に留意した。
- (2) 種子更新率は、福島県米改良協会取り扱い種子を参考にした。